地方厚生(支)局保険主管課 御中

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る 療養費に関する受領委任制度の導入等について

標記につきまして、別添のとおり、各保健所、各保険者等及び施術関係団体に対して、受領委任制度の導入等の周知に係る協力依頼等をしておりますので、貴部局におかれましては、このことについて御了知いただくとともに、受領委任制度の導入等の周知について、添付の周知用のチラシをウェブページに掲示するなど施術所(施術者)への周知が可能な限り図られるようご協力をお願いいたします。

なお、本件につきましては、保険局保険課に協議済みであることを申し添えます。

(照会先)

厚生労働省保険局医療課

TEL: 03-5253-1111 (内3276)

E-mail: ryouyouhi@mhlw.go.jp

都道府県 各 保健所を設置する市 特別区

衛生担当部(局) 御中

厚生労働省保険局医療課

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る 療養費に関する受領委任制度の導入等について(協力依頼)

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費(以下「あはき療養費」という。)の制度をめぐる様々な課題については、平成28年3月から、施術者、保険者及び学識経験者を交えた社会保障審議会医療保険部会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会において中長期的な視点に立った療養費の在り方について議論が行われ、本年4月23日付けで「あはき療養費の不正対策及び受領委任制度による指導監督の仕組みの導入」が報告書として取りまとめられました。また、この報告書に基づき、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」(平成30年6月12日保発0612第2号)及び「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」(平成30年6月20日保医

つきましては、下記のとおり、貴部局所管の保健所へご協力をお願いしたいので、 貴部局におかれましては、所管の保健所へご連絡いただきますようお願いいたします。 なお、本件につきましては、医政局医事課に周知済みであることを申し添えます。

発 0620 第1号) が通知され、あはき療養費に関する不正対策が実施されるとともに、

受領委任制度が導入されることとなりました。

(照会先)

厚生労働省保険局医療課

TEL: 03-5253-1111 (内3276) E-mail: ryouyouhi@mhlw.go.jp 施術所の開設を届出済み又は新たに開設の届出を行い、平成31年1月1日から開始するあはき療養費の受領委任の取扱いを希望する施術所(施術者)は、平成30年7月2日から平成30年10月31日までの間に地方厚生(支)局へ申請(申出)書類を提出することとなり、その申請書類の添付書類として、施術所開設届又は施術所変更届の副本の写しを施術所(施術者)に求めておりますのでご承知置き願います。

- ※ この申請(申出)に関する具体的な手続きは、各地方厚生(支)局のウェブページで掲示しておりますので、受領委任の取扱いを希望する施術所(施術者)は、所在地を管轄する地方厚生(支)局のウェブページを確認することとなります。
- ※ 11 月以降に新たに施術所を開設し保健所に届け出る場合など、11 月又は 12 月であっても申請(申出)書類の提出を受け付けております。

また、あはき療養費に関する受領委任制度の導入等について、施術所(施術者) への周知を図るため、添付のチラシを作成しました。

つきましては、保健所に施術所開設届や施術所変更届を提出される方にこの周知用のチラシを配布するなど、施術所(施術者)への周知についてご協力をよるしくお願いいたします。

(参考) 厚生労働省ウェブページ

○社会保障審議会医療保険部会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専 門委員会

http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126708

○報告書「あはき療養費の不正対策及び受領委任制度による指導監督の仕組みの導入」

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu Shakaihoshoutantou/000020180423.pdf

○通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いついて」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/d1/180612-01.pdf

○通知「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費 の支給の留意事項等について」の一部改正について」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/d1/180621-06.pdf

各健康保険組合 御中

厚生労働省保険局医療課

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る 療養費に関する受領委任制度の導入等について(協力依頼)

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費(以下「あはき療養費」という。)の制度をめぐる様々な課題については、平成28年3月から、施術者、保険者及び学識経験者を交えた社会保障審議会医療保険部会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会において中長期的な視点に立った療養費の在り方について議論が行われ、本年4月23日付けで「あはき療養費の不正対策及び受領委任制度による指導監督の仕組みの導入」が報告書として取りまとめられました。

また、この報告書に基づき、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」(平成30年6月12日保発0612第2号)及び「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」(平成30年6月20日保医発0620第1号)が通知され、あはき療養費に関する不正対策が実施されるとともに、受領委任制度が導入されることとなりました。

つきましては、貴健康保険組合におかれましては、下記の内容についてご協力をお 願いいたします。

なお、本件につきましては、保険局保険課と協議済みであることを申し添えます。

(照会先)

厚生労働省保険局医療課

TEL: 03-5253-1111 (内3276) E-mail: ryouyouhi@mhlw.go.jp

1 受領委任制度への参加方法について

受領委任の取扱いが開始される平成 31 年1月1日から受領委任制度に参加する健康保険組合は平成 30 年 10 月 1 日までに、平成 31 年 4 月 1 日から参加する健康保険組合は平成 30 年 12 月 28 日までに、添付の委任状を健康保険組合連合会会長に送付するようお願いいたします。(参加に当たり、その他の手続きは必要ありません。)

- ※ 受領委任制度は、<u>制度に参加した健康保険組合に関する取扱い</u>です。制度 への参加や参加後に参加を終了することは各健康保険組合の裁量です。
- ※ あはき療養費は、柔道整復と異なり、<u>審査委員会を必ず設置するものでは</u> ありません。

2 受領委任制度の導入等の周知について

あはき療養費に関する受領委任制度の導入等について、施術所(施術者)への周知を図るため、添付のチラシを作成しました。

つきましては、この周知用のチラシを貴健康保険組合のウェブページに掲示するなど、施術所(施術者)への周知についてご協力をよろしくお願いいたします。

(参考) あはき療養費に関する受領委任制度について

○基本的な取扱い

- ・ 施術を行った施術所(施術者)が療養費支給申請書を作成し、健康保険組合に提出します。そのため、本来は患者(被保険者)が行なう<u>療養費支給申請手続の負担が</u>軽減されます。
- ・ 療養費は、本来は患者が一旦、施術費用の全額を施術所に支払う必要がありますが、受領委任制度では、患者の一部負担金相当額での支払いが認められております。
- ・ 患者(被保険者)は療養費の受領を施術所(施術者)等に委任します。そのため、 健康保険組合は、療養費支給申請書の支払機関欄に記載された<u>施術所(施術者)等</u> <u>に療養費を支払う</u>こととなります。その場合の支給決定通知書は被保険者へ通知し ます。
- ・ 上記のような受領委任制度に参加を希望する施術所(施術者)は、<u>行政(地方厚生(支)局及び都道府県)と契約を締結</u>する必要があります。契約を締結した施術所(施術者)は、<u>契約に基づく一定のルールによる施術や療養費の請求等を行うこ</u>とが求められます。

○契約に基づき施術所(施術者)に求められる取扱い

関係法令、関係通知、契約内容の遵守

- ・ 患者に対する懇切丁寧で療養上妥当適切な施術
- ・ <u>経済上の利益の提供、違法な広告や通達、ガイドライン等に違反する広告による</u> 患者の誘引の禁止
- ・ 事業者や医療機関などに<u>経済上の利益を提供し、患者の紹介や同意書の交付を受けることの禁止</u>(療養費支給の対象外)
- ・ 患者に療養費の支給対象や療養費を請求する上での注意事項などを説明
- 長期又は過度な施術とならないよう努める。
- 医師の診療を受けさせることが適当であると判断される場合は、医師の診療を受けさせる。
- ・ 患者が支払った一部負担金相当額について患者に領収証を無償交付
- ・ 施術録の記載、施術録及び同意書の5年間保存
- 施術に関する患者の不適切な事項(闘争、泥酔、詐欺等)を健康保険組合に通知
- ・ 療養費支給申請書は定められた様式を使用
- ・ 請求毎(毎月)、<u>療養費支給申請書について、患者の確認及び署名(若しくは押</u> 印)を受け、さらに患者にその写し(又は一部負担金明細書)を交付
- ・ 往療料を請求する療養費支給申請書に定められた様式の往療内訳表を添付
- ・ 患者の保険種別の変更があった場合、変更前の療養費支給申請書の同意書の写し を変更後の保険者等への初回の療養費支給申請書に添付
- ・ 療養費支給申請書の記載内容等について、健康保険組合からの照会に的確に回答
- ・ 審査に当たり必要な健康保険組合からの報告等の求めに応じる。
- ・ 健康保険組合が療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうかを確認するために施術の事実等を確認する必要がある場合、健康保険組合からの資料の提示 及び閲覧の求めに応じる。
- ・ (療養費の請求権者は被保険者であるが、)不正が判明した場合や支給決定が取り消された場合などには、健康保険組合からの返還請求に応じる。
- 地方厚生(支)局及び都道府県(行政)の指導又は監査に応じる。
- ・ 受領委任の取扱いを認めることが不適当な施術所(施術者)は取扱いが中止
- ・ 中止を受け5年間を経過しない者など不適当な施術者等は、受領委任制度に参加 する<u>すべての保険者等で受領委任の取扱いが認められない</u>。(さらに契約とは別に 中止を受けた施術者は国家資格の行政処分の対象となる。)

○その他

- ・ 受領委任を取り扱う施術所(施術者)の情報は、地方厚生(支)局から都道府県 健康保険組合連合会会長(を経由して健康保険組合)に連絡。また、地方厚生(支) 局のウェブページにも掲示
- ・ 受領委任を取り扱う施術所 (施術者) であっても、必要性のある患者については、 個々の患者ごとに償還払いに戻せる仕組みを検討中

委 任 状

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」(平成30年6月12日保発0612第2号通知)に基づき、平成 年 月 日より、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任の契約に係る委任をいたします。

なお、当方が保有する支給申請書等、同通知別添1の取扱規程に基づき地方厚生(支)局及び都道府県が実施する指導・監査に関し必要な情報については提供いたします。

平成 年 月 日

健康保険組合連合会会長 殿

全国健康保険協会 御中

厚生労働省保険局医療課

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る 療養費に関する受領委任制度の導入等について(協力依頼)

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費(以下「あはき療養費」という。)の制度をめぐる様々な課題については、平成28年3月から、施術者、保険者及び学識経験者を交えた社会保障審議会医療保険部会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会において中長期的な視点に立った療養費の在り方について議論が行われ、本年4月23日付けで「あはき療養費の不正対策及び受領委任制度による指導監督の仕組みの導入」が報告書として取りまとめられました。

また、この報告書に基づき、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」(平成30年6月12日保発0612第2号)及び「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」(平成30年6月20日保医発0620第1号)が通知され、あはき療養費に関する不正対策が実施されるとともに、受領委任制度が導入されることとなりました。

つきましては、全国健康保険協会(都道府県支部を含む。)におかれましては、下 記の内容についてご協力をお願いいたします。

なお、本件につきましては、保険局保険課と協議済みであることを申し添えます。

(照会先)

厚生労働省保険局医療課

TEL: 03-5253-1111 (内3276) E-mail: <u>ryouyouhi@mhlw.go.jp</u> 1 受領委任制度への参加方法について

受領委任の取扱いが開始される平成 31 年1月1日から受領委任制度に参加する場合は平成 30 年 11 月 1 日までに、平成 31 年 4 月 1 日から参加する場合は平成 31 年 2 月 1 日までに、全国健康保険協会の各都道府県支部長が所在する都道府県を管轄する地方厚生(支)局長に添付の委任状を送付するようお願いいたします。(参加に当たり、その他の手続きは必要ありません。)

- ※ 受領委任制度は、制度に参加した保険者(後期高齢者医療広域連合を含む。 以下同じ。)に関する取扱いです。制度への参加や参加後に参加を終了する ことは各保険者の裁量です。
- ※ あはき療養費は、柔道整復と異なり、<u>審査委員会を必ず設置するものでは</u> ありません。
- ※ 制度にご参加いただく場合、可能な限り、平成31年1月1日からご参加いただきますようお願いいたします。

(参考1) 保険者の受領委任制度への参加について

- ○受領委任制度の導入後の代理受領の取扱い
- ・ 療養費は、本来は患者が一旦施術費用の全額を施術所に支払う<u>償還払いが原則</u>であり、いわゆる代理受領を認めるか否かについては保険者の裁量となります。

今回導入した受領委任制度では、患者の施術所(施術者)への一部負担金相当額での支払いや療養費の受領の委任を認める一方で、施術者等に対しては地方厚生(支)局及び都道府県が指導監督を行い、不適当な施術所(施術者)については受領委任の取扱いを中止するものですが、制度の導入後に受領委任制度へ参加した保険者が代理受領を認めることは、制度の趣旨に沿わないものと考えております。

- ※ ただし、次のような場合には、保険者の裁量で例外的に引き続き代理受領を認めることが考えられます。
 - ・ 保険者が受領委任制度に参加する前に従前の取扱いとして引き続き代理受領 を認める場合
 - ・ 保険者が受領委任制度に参加した後、システム対応や審査体制が整うまでの 過渡期の対応として、受領委任払いの例外的な取扱いとして引き続き代理受領 を認める場合
 - ・ 保険者が受領委任制度に参加した後、施術者の地方厚生(支)局への申出漏れがあった場合、過渡期の例外的な取扱いとして引き続き代理受領を認める場合

○受領委任制度に係る施術管理者の登録番号

・ 保険者の受領委任制度への参加に際し、現在、各保険者において独自に付している各施術所(又は施術者)の番号と地方厚生(支)局で新たに付す施術管

理者の登録番号を関連づける(紐づけする)ことが考えられますが、当該登録 番号の地方厚生(支)局から各保険者への連絡方法は、次のとおり予定してお ります。

(連絡方法)

・ 地方厚生(支)局(都府県事務所)から全国健康保険協会都道府県支部に対して、新規申出又は変更に関する情報一覧をエクセルで提供することにより連絡

(連絡時期) ※受領委任制度に参加している場合

- ・ 平成30年7月から10月の地方厚生(支)局(都府県事務所)での受付分は、11月下旬(主に7から8月受付分)、12月中旬(主に9月受付分)、12月下旬(主に10月受付分)の3回に分けて連絡
- ・ 平成30年11月から12月の受付分は、1月(中旬以降予定)に連絡
- ・ 平成31年1月以降の受付分は、(柔道整復に準じて)適宜連絡

2 受領委任制度の導入等の周知について

あはき療養費に関する受領委任制度の導入等について、施術所(施術者)への周知を図るため、添付のチラシを作成しました。

つきましては、この周知用のチラシを全国健康保険協会のウェブページに掲示するなど、施術所(施術者)への周知についてご協力をよろしくお願いいたします。

(参考2) あはき療養費に関する受領委任制度について

○基本的な取扱い

- ・ 施術を行った施術所(施術者)が療養費支給申請書を作成し、全国健康保険協会の各都道府県支部に提出します。そのため、本来は<u>患者(被保険者)が行う療養費</u>支給申請手続が不要となります。
- ・ 療養費は、本来は患者が一旦施術費用の全額を施術所に支払う必要がありますが、 受領委任制度では、<u>患者の一部負担金相当額での支払い</u>が認められております。そ のため、患者の経済的な負担が軽減されます。
- ・ 患者(被保険者)は療養費の受領を施術所(施術者)等に委任します。そのため、 全国健康保険協会は、療養費支給申請書の支払機関欄に記載された<u>施術所(施術者)</u> 等に療養費を支払うこととなります。
- ・ 上記のような受領委任制度に参加を希望する施術所(施術者)は、<u>行政(地方厚生(支)局及び都道府県)と契約を締結</u>する必要があります。契約を締結した施術所(施術者)は、<u>契約に基づく一定のルールによる施術や療養費の請求等を行うこ</u>とが求められます。

○契約に基づき施術所(施術者)に求められる取扱い

関係法令、関係通知、契約内容の遵守

- ・ 患者に対する懇切丁寧で療養上妥当適切な施術
- ・ <u>経済上の利益の提供、違法な広告や通達、ガイドライン等に違反する広告による</u> 患者の誘引の禁止
- ・ 事業者や医療機関などに<u>経済上の利益を提供し、患者の紹介や同意書の交付を受けることの禁止</u>(療養費支給の対象外)
- ・ 患者に療養費の支給対象や療養費を請求する上での注意事項などを説明
- 長期又は過度な施術とならないよう努める。
- 医師の診療を受けさせることが適当であると判断される場合は、医師の診療を受けさせる。
- ・ 患者が支払った一部負担金相当額について患者に領収証を無償交付
- ・ 施術録の記載、施術録及び同意書の5年間保存
- 施術に関する患者の不適切な事項(闘争、泥酔、詐欺等)を保険者に通知
- ・ 療養費支給申請書は定められた様式を使用
- ・ 毎月 (請求毎)、<u>療養費支給申請書について、患者の確認及び署名 (若しくは押</u> 印)を受け、さらに患者にその写し(又は一部負担金明細書)を交付
- ・ 往療料を請求する療養費支給申請書に定められた様式の往療内訳表を添付
- ・ 患者の保険種別の変更があった場合、変更前の療養費支給申請書の同意書の写し を変更後の保険者への初回の療養費支給申請書に添付
- ・ 療養費支給申請書の記載内容等について、保険者からの照会に的確に回答
- ・ 審査に当たり必要な保険者からの報告等の求めに応じる。
- ・ 保険者が療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうかを確認するため に施術の事実等を確認する必要がある場合、保険者からの資料の提示及び閲覧の求 めに応じる。
- ・ (療養費の請求権者は被保険者であるが、)不正が判明した場合や支給決定が取り消された場合などには、保険者からの返還請求に応じる。
- 地方厚生(支)局及び都道府県(行政)の指導又は監査に応じる。
- ・ 受領委任の取扱いを認めることが不適当な施術所(施術者)は取扱いが中止
- ・ 中止を受け5年間を経過しない者など不適当な施術者等は、受領委任制度に参加 する<u>すべての保険者で受領委任の取扱いが認められない</u>。(さらに契約とは別に中 止を受けた施術者は国家資格の行政処分の対象となる。)

○その他

- ・ 受領委任を取り扱う施術所(施術者)の情報は、地方厚生(支)局から全国健康 保険協会の各都道府県支部に連絡。また、地方厚生(支)局のウェブページにも掲 示
- ・ 受領委任を取り扱う施術所 (施術者) であっても、必要性のある患者については、 個々の患者ごとに償還払いに戻せる仕組みを検討中

委 任 状

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」(平成30年6月12日保発0612第2号通知)に基づき、平成年月日より、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任の契約に係る委任をいたします。

なお、当方が保有する支給申請書等、同通知別添1の取扱規程に基づき地方厚生(支)局及び都道府県が実施する指導・監査に関し必要な情報については提供いたします。

平成 年 月 日

○ ○ 厚 生 (支) 局 長 殿

全国健康保険協会○○支部長 印

都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 御中 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部) 御中

厚生労働省保険局医療課

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る 療養費に関する受領委任制度の導入等について(協力依頼)

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費(以下「あはき療養費」という。)の制度をめぐる様々な課題については、平成28年3月から、施術者、保険者及び学識経験者を交えた社会保障審議会医療保険部会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会において中長期的な視点に立った療養費の在り方について議論が行われ、本年4月23日付けで「あはき療養費の不正対策及び受領委任制度による指導監督の仕組みの導入」が報告書として取りまとめられました。また、この報告書に基づき、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」(平成30年6月12日保発0612第2号)及び「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」(平成30年6月20日保医発0620第1号)が通知され、あはき療養費に関する不正対策が実施されるとともに、受領委任制度が導入されることとなりました。

つきましては、下記の内容について、貴部局所管の市町村(特別区を含む。)若しくは国民健康保険組合又は後期高齢者医療広域連合(以下「保険者等」という。)へご協力をお願いしたいので、所管の保険者等へご連絡いただきますようお願いいたします。また、貴部局におかれましても、受領委任制度の導入等の周知について、関係部局や関係組織等と連携し、施術所(施術者)への周知が可能な限り図られるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、本件につきましては、保険局国民健康保険課及び保険局高齢者医療課と協議 済みであることを申し添えます。

(照会先)

厚生労働省保険局医療課

TEL: 03-5253-1111 (内3276)

E-mail: ryouyouhi@mhlw.go.jp

1 受領委任制度への参加方法について

添付の委任状を所在する都道府県の国民健康保険団体連合会(以下「国保連」 という。)に送付するようお願いいたします。(参加に当たり、その他の手続きは必要ありません。)

- ※ 保険者等が、受領委任の取扱いが開始される平成31年1月1日から受領委任制度に参加する場合は平成30年10月1日までに、平成31年4月1日から参加する場合は平成30年12月28日までに、国保連が保険者等の委任状を取りまとめたうえで国民健康保険中央会に送付するので、保険者等が国保連に送付する時期については、各国保連にお問い合わせ願います。
- ※ 受領委任制度は、<u>制度に参加した保険者等に関する取扱い</u>です。制度への 参加や参加後に参加を終了することは各保険者等の裁量です。
- ※ 制度に参加いただく場合、可能な限り、平成31年1月1日からご参加いた だきますようお願いいたします。

(参考1) 保険者等の受領委任制度への参加について

- ○受領委任制度の導入後の代理受領の取扱い
- ・ 療養費は、本来は患者が一旦施術費用の全額を施術所に支払う<u>償還払いが原則</u>であり、いわゆる代理受領を認めるか否かについては保険者等の裁量となります。

今回導入した受領委任制度では、患者の施術所(施術者)への一部負担金相当額での支払いや療養費の受領の委任を認める一方で、施術者等に対しては地方厚生(支)局及び都道府県が指導監督を行い、不適当な施術所(施術者)については受領委任の取扱いを中止するものですが、制度の導入後に受領委任制度へ参加した保険者等が代理受領を認めることは、制度の趣旨に沿わないものと考えております。

- ※ ただし、次のような場合には、保険者等の裁量で例外的に引き続き代理受領を 認めることが考えられます。
 - ・ 保険者等が受領委任制度に参加する前に従前の取扱いとして引き続き代理受 領を認める場合
 - ・ 保険者等が受領委任制度に参加した後、システム対応や審査体制が整うまで の過渡期の対応として、受領委任払いの例外的な取扱いとして引き続き代理受 領を認める場合
 - ・ 保険者等が受領委任制度に参加した後、施術者の地方厚生(支)局への申出 漏れがあった場合、過渡期の例外的な取扱いとして引き続き代理受領を認める 場合

○療養費審査委員会の設置

・ あはき療養費は、柔道整復と異なり、療養費審査委員会(以下「審査会」という。)の設置は保険者等の判断であり、審査会を必ず設置するものではあり

ません。また、制度参加後に、別途審査会を設置しても差し支えありません。

- ・ 既に審査会が設置されている場合にあっては、体制が整うまでの間、現状のま まで差し支えありません。
- ・ 審査会が設置される場合の療養費支給申請書(以下「申請書」という。)の 提出先は国保連ですが、制度参加時に審査会を設置しない場合、申請書の提出 先、審査を行う者や支払方法は変わりません。そのため、申請書の提出先変更 に係る周知は必要ありません。(既に国保連に審査会が設置されており、現在 の申請書の提出先が保険者等となっている場合、受領委任制度への参加後の提 出先は国保連となりますが、提出先の変更に係る体制が整うまでの間、提出先 を現行どおり保険者等として差し支えありません。なお、その場合の申請書提 出先の変更の有無に関する施術所(施術者)への周知は、下記2の周知と併せ てお願いいたします。)
- ・ 審査会を設置する場合は、審査手数料の設定も含めて国保連と十分に協議するようお願いいたします。

○受領委任制度に係る施術管理者の登録番号

・ 保険者等の受領委任制度への参加に際し、現在、各保険者等において独自に付している各施術所(又は施術者)の番号と地方厚生(支)局で新たに付す施術管理者の登録番号を関連づける(紐づけする)ことが考えられますが、当該登録番号の地方厚生(支)局から各保険者等への連絡方法は、次のとおり予定しております。

(連絡方法)

- ・ 地方厚生(支)局(都府県事務所)から都道府県国民健康保険主管課等(都 道府県の受領委任担当部署)に対して、新規申出又は変更に関する情報一覧 をエクセルで提供することにより連絡
- ・ 都道府県国民健康保険主管課等は、受領委任制度に参加する保険者等(審 査会が設置される場合の国保連を含む。)に対して、適宜定める方法により 当該情報を提供することにより連絡

(連絡時期)

- ・ 平成30年7月から10月の地方厚生(支)局(都府県事務所)での受付分は、11月下旬(主に7から8月受付分)、12月中旬(主に9月受付分)、12月下旬(主に10月受付分)の3回に分けて連絡
- ・ 平成30年11月から12月の受付分は、1月(中旬以降予定)に連絡
- ・ 平成31年1月以降の受付分は、(柔道整復に準じて)適宜連絡

2 受領委任制度の導入等の周知について

あはき療養費に関する受領委任制度の導入等について、施術所(施術者)への周知を図るため、添付のチラシを作成しました。

つきましては、この周知用のチラシを貴保険者等のウェブページに掲示する、

あはき療養費の請求を患者に代わって行う施術所に配布するなど、施術所(施 術者)への周知についてご協力をよろしくお願いいたします。

(参考2) あはき療養費に関する受領委任の取扱いについて

○基本的な取扱い

- ・ 施術を行った施術所(施術者)が療養費支給申請書を作成し、保険者等に提出します。そのため、本来は<u>患者(被保険者等の請求権者)が行う療養費支給申請手続</u>が不要となります。
- ・ 療養費は、本来は患者が一旦施術費用の全額を施術所に支払う必要がありますが、 受領委任制度では、<u>患者の一部負担金相当額での支払い</u>が認められております。そ のため、患者の経済的な負担が軽減されます。
- ・ 患者(被保険者)は療養費の受領を施術所(施術者)等に委任します。そのため、 保険者等は、療養費支給申請書の支払機関欄に記載された<u>施術所(施術者)等に療</u> 養費を支払うこととなります。
- ・ 上記のような受領委任制度に参加を希望する施術所(施術者)は、<u>行政(地方厚生(支)局及び都道府県)と契約を締結</u>する必要があります。契約を締結した施術所(施術者)は、<u>契約に基づく一定のルールによる施術や療養費の請求等を行うこ</u>とが求められます。

○契約に基づき施術所 (施術者) に求められる取扱い

- 関係法令、関係通知、契約内容の遵守
- 患者に対する懇切丁寧で療養上妥当適切な施術
- ・ <u>経済上の利益の提供、違法な広告や通達、ガイドライン等に違反する広告による</u> 患者の誘引の禁止
- ・ 事業者や医療機関などに<u>経済上の利益を提供し、患者の紹介や同意書の交付を受</u> けることの禁止(療養費支給の対象外)
- 患者に療養費の支給対象や療養費を請求する上での注意事項などを説明
- 長期又は過度な施術とならないよう努める。
- ・ 医師の診療を受けさせることが適当であると判断される場合は、医師の診療を受けさせる。
- ・ 患者が支払った一部負担金相当額について患者に領収証を無償交付
- ・ 施術録の記載、施術録及び同意書の5年間保存
- ・ 施術に関する患者の不適切な事項(闘争、泥酔、詐欺等)を保険者等に通知
- ・ 療養費支給申請書は定められた様式を使用
- ・ 毎月 (請求毎)、<u>療養費支給申請書について、患者の確認及び署名 (若しくは押</u> 印)を受け、さらに患者にその写し(又は一部負担金明細書)を交付
- ・ 往療料を請求する療養費支給申請書に定められた様式の往療内訳表を添付
- ・ 患者の保険種別の変更があった場合、変更前の療養費支給申請書の同意書の写し を変更後の保険者等への初回の療養費支給申請書に添付

- ・ 療養費支給申請書の記載内容等について、保険者等からの照会に的確に回答
- 審査に当たり必要な保険者等からの報告等の求めに応じる。
- ・ 保険者等が療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうかを確認するために施術の事実等を確認する必要がある場合、保険者等からの資料の提示及び閲覧の求めに応じる。
- ・ (療養費の請求権者は被保険者等であるが、)不正が判明した場合や支給決定が 取り消された場合などには、保険者等からの返還請求に応じる。
- ・ 地方厚生(支)局及び都道府県(行政)の指導又は監査に応じる。
- ・ 受領委任の取扱いを認めることが不適当な施術所(施術者)は取扱いが中止
- ・ 中止を受け5年間を経過しない者など不適当な施術者等は、受領委任制度に参加 する<u>すべての保険者等で受領委任の取扱いが認められない</u>。(さらに契約とは別に 中止を受けた施術者は国家資格の行政処分の対象となる。)

○その他

・ 受領委任を取り扱う施術所(施術者)の情報は、地方厚生(支)局から都道府県 国民健康保険主管課等(を経由して保険者等)に連絡。また、地方厚生(支)局の ウェブページにも掲示

委 任 状

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」(平成30年6月12日保発0612第2号通知)に基づき、平成 年 月 日より、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任の契約に係る委任をいたします。

なお、当方が保有する支給申請書等、同通知別添1の取扱規程に基づき 地方厚生(支)局及び都道府県が実施する指導・監査に関し必要な情報に ついては提供いたします。

平成 年 月 日

国民健康保険中央会理事長 殿

公益社団法人 日本鍼灸師会 御中

公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会 御中

公益社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会 御中

社会福祉法人 日本盲人会連合 御中

厚生労働省保険局医療課

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る 療養費に関する受領委任制度の導入等について(協力依頼)

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費(以下「あはき療養費」という。)の制度をめぐる様々な課題については、平成28年3月から、施術者、保険者及び学識経験者を交えた社会保障審議会医療保険部会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会において中長期的な視点に立った療養費の在り方について議論が行われ、本年4月23日付けで「あはき療養費の不正対策及び受領委任制度による指導監督の仕組みの導入」が報告書として取りまとめられました。また、この報告書に基づき、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」(平成30年6月12日保発0612第2号)及び「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養の支給の留意事項等について」の一部改正について」(平成30年6月20日保医発0620第1号)が通知され、あはき療養費に関する不正対策が実施されるとともに、受領委任制度が導入されることとなりました。

このことについて、施術所(施術者)への周知を図るため、添付のチラシを作成しましたので、この周知用のチラシを貴法人のウェブページに掲示する、貴法人所属の皆様に配布するなど、ご協力をよろしくお願いいたします。

(照会先)

厚生労働省保険局医療課

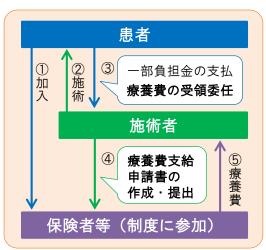
TEL: 03-5253-1111 (内3276) E-mail: ryouyouhi@mhlw.go.jp はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術所を開設する皆様、 はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様へ

1 受領委任制度のご案内

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧について、施術者等が患者等に 代わって療養費の支給申請を行う<u>「受領委任制度」</u>が導入されました。 (平成31年1月1日から取扱い開始予定)

制度の仕組み

- 受領委任とは、施術者が、医療保険(療養費)で定める施術を行い、患者等から一部負担金を受け取り、患者等に代わって療養費支給申請書を作成・保険者等へ提出し、患者等から受領の委任を受けた施術者等が療養費を受け取る取扱いです。このような取扱いは、<u>これまでも療養費の支給申請先(保険者等)ごとの判断で行われておりましたが、今回、厚</u>生労働省で共通の取扱いとして制度化しました。
- 受領委任の取扱いは、<u>制度に参加する保険者等に関する取扱い</u>です。各保険者等の制度への参加やその時期については保険者等により異なるのでご注意下さい。制度に参加する保険者等については、参加する1ヶ月前までに厚生労働省のウェブページに掲示する予定です。



受領委任の取扱いを希望される場合は、地方厚生(支)局へ申請をお願いします

平成31年1月1日から受領委任の取扱いを希望する施術所の施術者(または出張専門の施術者)の方は、<u>平成30年7月2日から平成30年10月31日まで</u>の間に地方厚生(支)局へ申請(申出)書類を提出するようお願いします。

※ 具体的な手続きについては、各地方厚生(支)局のウェブページで掲示しておりますので、施術所の所在地(出張専門の施術者の場合は自宅住所)を管轄する地方厚生(支)局のウェブページをご確認願います。

2 同意書の取扱い変更のお知らせ

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧について、<u>平成30年10月1日</u>から 同意書の取扱いが変わります。

主な変更点

- 同意書の様式が変わります。また、6ヶ月(従前は3ヵ月)を超えて引き続き施術が必要な場合は、患者が保険医の診察を受け同意書(文書)の交付を受ける必要があります(変形徒手矯正術は従前どおり)。
- ①同意書様式の変更
- ②同意期間の変更(3カ月→6カ月)
- ③文書による再同意
- ④再同意の際の「施術報告書」交付 (新規) ※施術報告書交付料の請求が可能になります。
- 6ヶ月(変形徒手矯正術は1ヵ月)を超えて引き続き施術が必要な場合、医師と施術者との連携が図られるよう、新たな取扱いとして、施術者は、施術報告書(施術の内容・頻度、患者の状態・経過等)の交付が求められます。交付した場合、その写しを療養費支給申請書に添付のうえ施術報告書交付料を請求することが可能です。

【参考】厚生労働省ウェブページ

- 通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いついて」 http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/180612-01.pdf
- ・通知「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」 http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/180621-06.pdf

